

	提出書類	建設コンサルタント業者	地質調査業者	補償コンサルタント業者	建築設計業者	その他業者
①	<b>競争入札参加資格審査申請書(様式1-1)</b> ・「e古都なら」から出力 ・「受付控え」が必要な場合は2部提出	○	○	○	○	○
②	登録証明書等(登録(登録の更新)を認める旨の各地方整備局等発行の通知)の写し(5年以内のもの) その他業者は、計量証明、土地家屋調査、不動産鑑定の業務を登録する場合のみ必要。 ＊現況報告書で最新の登録年月日が確認できない場合のみ、登録証明書等の写しを提出してください。	—*	—*	—*	○	△
③	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(様式1-2)	○	○	○	○	○
④	<b>所得税、法人税又は消費税の確定申告書(写し)(売上総額が確認できるもの)</b> ・上記3(様式1-2)中の「③直前1年度分決算」欄記載の決算にかかる所得税、法人税又は消費税の確定申告書様式(添付書類は不要)の写し(決算変更により1年に満たない場合は変更前の分も必要) ・確定申告書様式記載の収入金額(所得税)、所得金額(法人税)又は課税標準額(消費税)が様式1-2の「③直前1年度分決算」の合計額欄記載の金額を下回る場合は確定申告書に添付された損益計算書等合計額欄記載の金額の根拠となる書類を併せて提出してください。	—	—	—	○	○
⑤	<b>雇用保険の加入が確認できる書類の写し</b> <b>健康保険と厚生年金保険の加入が確認できる書類の写し</b> ・保険料の領収証等 ・健康保険組合や国民健康保険組合等に加入の方は当該組合が発行する書類(健康保険)と日本年金機構が発行する書類(厚生年金)の両方が必要。 ・提出書類に被保険者等記号・番号等が記載されている場合、マスキング等により、その箇所が見えないようにして提出してください。 ・法令で適用が除外されている場合は提出不要ですが、下記6を提出してください。	△	△	△	△	△
⑥	<b>社会保険等適用除外誓約書(様式2-2)</b> ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも法令で適用が除外されている場合は要提出。	△	△	△	△	△
⑦	<b>県税に滞納がない証明書(未納がない証明書でも可)</b> ・写し可。発行後3ヶ月以内のもの。	○	○	○	○	○
⑧	<b>消費税及び地方消費税に未納がない証明書</b> ・国税通則法施行規則別紙様式第8号様式その3(様式その3の2、その3の3も可) ・写し可。発行後3ヶ月以内のもの。 ・免税業者も要提出 ※新型コロナウイルス感染症による所得減少に伴う猶予申請を行ったことで、未納がない証明書が発行されない場合は、「納税証明書(その1 納税額等証明用)」を提出してください。 ただし、新型コロナウイルス感染症に伴う猶予であることが記載されていない場合、記載された未納額が猶予された額よりも大きい場合、猶予期限を過ぎている場合等は、競争入札参加資格を得ることができません。	○	○	○	○	○
⑨	<b>営業所一覧表(様式3)</b>	—	—	—	○	○
⑩	<b>技術者経歴書(様式4)</b>	—	—	—	○	○
⑪	<b>測量等実績調書(様式5)</b>	—	—	—	○	○
⑫	<b>建設コンサルタント等にかかる直前1年の事業収入額(様式6)</b> ・「e古都なら」から出力	○	○	○	○	○
⑬	<b>現況報告書の写し</b> ・直近1年分(決算変更により1年に満たない場合は変更前の分も必要) ・国交省受付済みのもの。消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理がわかる部分も提出してください。	○	○	○	—	—
⑭	<b>委任状</b> 行政書士が申請代理人として代理申請を行う場合のみ提出。 様式は任意(ただし行政書士番号を記載してください)	△	△	△	△	△
⑮	<b>建築設計業務調書(建築設計業者のみ)</b> 様式は、奈良県県有施設營繕課ホームページからダウンロードしてください。(www.pref.nara.jp/16698.htm)	—	—	—	○	—

※ ○及び△(該当する業者のみ。ただし、⑤と⑯はどちらか片方は必ず提出が必要)が、提出書類となります。書類に不備がある場合は受け付けません。

※ ①から順にクリップ又はひもで綴じてください。ファイル綴じはしないでください。

※ 用紙のサイズは日本工業規格A4判とします。(A4より小さいものはA4サイズの用紙に貼付してください。)